

フィンランド：Barnahus Helsinki Unit

視察日：9月15日 13:00～15:00

住所：Tallberginkatu 2A 6TH floor Helsinki

視察担当者：齋藤梓、片山文（おかやま）、野崎さおり（みやざき）

1. はじめに

本報告書は、フィンランド共和国ヘルシンキ市への視察を通じて得られた、同国の「Barnahus モデル」（子どもの家・バルナフスモデル）に基づく施設について、調査結果をまとめたものである。この視察は、わが国における、主に性暴力被害を受けた子どもの保護、および関連する司法制度の改善に向けた具体的な示唆を得ることを目的に実施された。

Barnahus モデルは、暴力被害を受けた子どもへの司法面接（出来事の聴き取り）から、医学的診察、心理社会的支援までを、子どもを中心とした環境下で、ワンストップで提供する多機関連携拠点である。本報告書では、特にヘルシンキ大学病院に設置された「Barnahus ヘルシンキ・ユニット」を対象とし、その組織構造、具体的な運営プロセス、そして成功の鍵となる多機関連携の実態について詳述する。

2. Barnahus ヘルシンキ・ユニットの概要

Barnahus ヘルシンキ・ユニット（以下「ユニット」という。）は、主に7歳以下の子ども、あるいは発達の偏りなどからより専門性が必要とされる思春期までの子どもを対象としている。大学病院に所属するため、研究も同時に行われており、安定した効果的な運営と高い専門性を実現する土台となっている。2024年にユニットが対応した事例は323ケース、76ケースが性犯罪、255ケースに司法面接を実施した。また、他の行政機関への助言が200件、児童担当専門職への研修が26回であった。スタッフは児童精神科医が1名、心理と福祉が8名ずつ、その他事務担当の者がいる。年間の予算は179万4千ユーロであり、多くが人件費と建物の管理費である。

2.1. 設立背景と法的根拠

ユニットの設立は、過去の課題やEUによる通達を踏まえた法制度設計に基づいている。

- **設立前の課題**：2000年代初頭まで、子どもへの性的虐待が疑われる事案の捜査プロセスは地域ごとに異なり、標準化されていなかった。特に警察内部では、子どもからの聞き取りに関する専門知識が不足しており、子どもの二次被害や適切な証拠収集の困難さが問題視されていた。また、疑いが把握された段階から子どもの被害の聴き取りまで長い時間がかかっていた。
- **専門知識の集約**：フィンランドの人口規模を考慮した際、高度な専門知識を各地に分散させるのではなく、特定の拠点に集約し、質の高い専門性を確保・発展させる必要性が

認識された。

- **2008年の法律制定**：ユニットは Barnahus モデル導入前から設立されており、2008年に、子どもの事情聴取に関する専門ユニットの活動を法的に保障し、その実効性を担保する法律が制定された。その後、2019年から Barnahus モデルに基づいたプロジェクトを行っている。

2.2. 施設の特徴

1. **広範な情報アクセス権**：フィンランドは行政組織間の情報共有が行いやすい制度になっている。ユニットは、警察や検察といった捜査機関からの協力要請があった場合、子どもの最善の利益を図るために必要とされる、医療、福祉、教育などあらゆる分野の個人情報にアクセスする強力な権限を持つ。これにより、多角的な視点から事案を評価することが可能となる。
2. **国による費用負担**：ユニットの運営にかかる費用は、国が全額を負担している。これにより、地方自治体の財政状況に左右されることなく、国内のすべての子どもが平等に質の高いサービスを受けられる体制が保証され、地域間の格差が是正されている。なお、Barnahus は、全国で5つのユニットがある。
3. **医療連携の円滑化**：大学病院の一部であるため、身体的診察や精神科治療など、他の専門医療サービスへの相談や紹介がスムーズに行える。これにより、司法プロセスと医療的ケアが断絶することなく、一体的に提供される。
4. **中立性と信頼性**：捜査機関や児童福祉機関から独立した立場にあるため、いずれの機関からも中立的な専門家集団として信頼されている。この中立性が、各機関の利害調整を行い、連携のハブとして機能するための基盤となっている。

2.3. 対象事案と管轄範囲

ユニットの役割は、社会の変化や法改正に応じて進化を続けている。

- **対象事案の拡大**：当初は性的虐待事案が中心であったが、立証が複雑な家庭内の身体的虐待事案にも対象が拡大した。その背景には、家庭内暴力により幼い子どもが死亡するという事件があり、身体的虐待に、より一層徹底して対応すべきだという強い社会的・政治的圧力が生じたことがある。
- **ケース選別の必要性の発生**：この流れの中で、フィンランドでは法改正が行われ、平手打ち (läpsäys) や耳を引っ張る行為 (tukistaminen) といった「しつけ」を含む子どもへのあらゆる暴力が犯罪と規定された。現在、医師、教師、ソーシャルワーカーなどの専門職は、子どもに対するあらゆる暴力の疑いを警察に通報する義務がある。その結果、警察への通報件数が爆発的に増加した。これにより、すべての事案をユニットで対応することが困難な状況となり、深刻な事案を効率的に選別するための高度な triage (トリアージ) システム、すなわち後述するスクリーニング会議の導入が不可欠となった。
- **現在の対象と管轄**：現在、ユニットへの付託は警察の捜査責任者が決定する。主に、未

就学児や、発達上・精神上的の課題を抱える子どもなど、特に専門的な配慮を要する困難ケースが優先される。警察の捜査責任者が決定するとはいえ、警察との情報交換は密であり、ユニットは警察に対してコンサルテーションも行っている。ヘルシンキのユニットはフィンランド全人口の約3分の1をカバーする広大な地域を管轄しており、利用者の約半数が多文化家庭の子どもであるという特徴も持つ。

3. 多機関連携による包括的支援モデル

Barnahus モデルの核は、警察、検察、医療、福祉といった関係機関が、それぞれの専門性を持ち寄り、子どもの最善の利益という共通目標のために協働する「多機関連携」にある。この連携モデルは、従来は断片的になりがちだった支援を一つのプロセスに統合し、司法手続きと心理社会的ケアを両立させる包括的なサービスが行われている。

3.1. 捜査依頼から介入までのプロセス

警察からの捜査協力依頼に対し、ユニットは以下の体系的なプロセスで対応する。

1. **依頼の受理とチーム組成**：警察や検察などの捜査機関からの依頼のみ受理される。依頼を受けると、心理職、ソーシャルワーカー、医師（小児科医・精神科医）から成る多職種チームが全てのケースで編成され、初動から多角的な視点が確保される。
2. **多角的な情報収集**：チームでは、犯罪嫌疑を裏付ける情報収集や刑罰に関する話し合いではなく、「この子に一体何が起こったのか？」という開かれた問いを立て議論が行われる。そして、なぜこの子どもに今の症状があらわれているのかなど、虐待、家庭内の葛藤、事故といった複数の仮説を念頭に置き、それらを検証するために医療記録や福祉記録など広範な情報を収集し、事案の全体像を客観的に把握する。
3. **行動計画の策定**：収集した情報に基づき、警察と連携しながら、具体的な行動計画を策定する。この段階で、誰が（心理職か警察官か）、どこで（ユニットか学校か）子どもに面接するのか、面接前後にどのような支援が必要かといった戦略が詳細に検討される。
4. **司法面接の実施**：面接は、専門的な訓練を受けたユニットの司法心理士（司法を専門とする心理士）が担当する。警察官やソーシャルワーカーは別室からライブ映像で面接をモニタリングし、直接的なプレッシャーを子どもに与えないよう配慮する。面接中には、オブザーバーと面接官が協議するための休憩が設けられており、その時間を利用して、質問事項等を修正することが可能である。
5. **面接後の支援計画**：面接終了後、再び多職種チームで会議を開き、面接で得られた情報も踏まえ、子どもと家族に必要な心理的サポートや福祉サービスを具体的に計画する。そして、各機関が何をすべきか、明確な役割分担を決定し、支援の実行へと繋げる。捜査だけではなく、子どもの福祉と権利を考慮した包括的な支援を考えられる点が重要である。

3.2. 司法面接の役割と手法

フィンランドの司法制度において、ユニットが実施する司法面接は重要な役割を担っている。

- **証拠としてのビデオ記録**：実施された面接はすべてビデオ録画され、その録画記録が法廷において証拠として扱われ、子どもは法廷で反対尋問を受けることはない。録画記録は伝聞証拠の例外として証拠能力が認められる（フィンランド司法手続法 17 章 24 条）。これにより、子どもが法廷の場で繰り返し辛い体験を証言するという深刻な精神的負担から解放される。これは、このモデルが子どもにもたらす最大の利点の一つである。
- **被疑者の反対尋問権の保障**：プロセスの公正性を担保するため、面接に関する録画記録は被疑者とその弁護人にも開示される。もし弁護側が追加で質問したい事項があれば、法廷ではなくユニットにおいて、再度同じ面接官による面接の実施を要請できる仕組みが整っており、被疑者の反対尋問権が補償されている。子どもの権利と被疑者の権利の双方が尊重されている。

3.3. 心理社会的支援の調整

ユニットは、司法プロセスの推進と並行し、子どもの心のケアを最優先事項として位置づけており、「捜査とケアの両立」をはかっている。

- **トラウマケアへのパラダイムシフト**：十数年前までは、捜査中に心理療法を提供すると証言が「汚染 (contamination)」されるという懸念から、専門家は介入に慎重であった。しかし現在、フィンランドの実践はこの考え方を乗り越え、トラウマケアを受けることは子どもの権利であり、阻害してはならないという考え、そして適切な手法を用いれば司法プロセスを損なうことなくケアを提供できるという理解が、捜査機関の中でも確立している。
- **ビデオ記録が即時ケアを可能にする**：司法面接をビデオで保全することが、即時的なトラウマケアを解き放つ鍵となっている。子どもが法廷で再度証言する必要がないため、面接という司法的に最も重要なプロセスが完了した直後から、トラウマに焦点を当てた認知行動療法 (TF-CBT) などの本格的な心理支援をためらうことなく開始できる。
- **支援を受ける権利の保障**：「子どもが支援を受ける権利」が最優先され、虐待の有無が法的に確定するのを待つ必要はない。子どもにトラウマによるストレス症状が見られれば、直ちに支援が開始される。さらに、虐待の疑い自体が家族にとっての危機となりうるとの認識から、たとえ嫌疑不十分となった場合でも、必要に応じて家族全体への支援が提供される。

4. 警察との具体的な連携体制

Barnahus モデルの成功は、形式的な協力関係を越え、警察との日常的かつ組織的に連携が行われている。ユニットは単なる外部の協力機関ではなく、捜査プロセスに不可欠なパートナーとして、捜査の初期段階から深く関与している。

4.1. 警察署への専門家の訪問とコンサルテーション

- **物理的近接性の効果**：心理職とソーシャルワーカーのペアは、1週間に1、2回警察署を訪問しコンサルテーションをしている。それにより、多忙な捜査官にとって「メールを書くよりも、物理的にその場に行って素早く質問の方が簡単」という状況が生まれる。この「敷居の低さ」が早期の的確な介入を促す。また、個々の警察官が専門機関に正式に助けを求める際に感じがちな「心理的なハードル」も、親しみやすく、いつでも相談に乗ってくれる専門家の存在によって大幅に低減される。
- **コンサルテーションの多様化**：この体制により、正式な司法面接の依頼だけでなく、より多様で柔軟な支援が実現している。例えば、複雑な事案の捜査方針に関する助言、子どもの心理状態の評価、あるいは証拠の再現 (reconstruction) 計画への協力など、捜査のあらゆる局面で専門的知見が提供される。

4.2. スクリーニング会議による事案の選別と方針決定

ユニット、警察、検察が定期的に合同で実施する「スクリーニング会議」は、リソースを最適化し、子どもの利益を最大化するための重要な意思決定の場である。

- **会議の目的**：この会議の主目的は、日々警察に寄せられる「膨大な数の新規通報」の中から、刑事手続による介入が真に必要かつ適切な深刻事案を効率的に特定し、警察が「限られた捜査リソースを正しく配分する」のを助けることにある。
- **会議のプロセス**：警察が複雑な新規案件を選定し、会議の議題として提示する。それを受け、ユニットは事前に子どもの医療記録や福祉サービスの利用状況といった背景情報を収集する。会議では、三者がこれらの情報を共有し、「子どもの最善の利益」という共通の視点から、各事案への最適な対応方針を協議する。
- **決定される方針**：協議の結果、主に以下の3つのいずれかの方針が決定される。
 - **捜査に移行しない**：初回の通報で、家庭内での暴力が比較的軽微であり、かつ家族が既に児童保護機関などの福祉支援を受けている場合などは、刑事手続を進めることが子どもにとって過大な負担になると判断される。ただし、児童保護機関による家族への支援は継続される。
 - **捜査を継続する**：刑事捜査が必要と判断された上で、ユニットが収集した背景情報(子どもの年齢、発達段階、心理状態など)に基づき、ユニットの心理士と警察官のどちらが面接を行うのが最も適切かを決定する。
 - **子どもの面接なしで捜査**：子どもが乳児であるなど、面接による情報収集が困難な場合には他の客観的証拠(医療記録、関係者からの聞き取りなど)に基づいて捜査を進める方針が採られる。

5. 他機関への専門知識の普及：研修と教育

ユニットの活動は、個別のケース対応に留まらない。フィンランド社会全体の児童保護能力を底上げするための教育・研修拠点として、重要な役割を担っている。

5.1. 警察官向け研修プログラム

ユニットは、子どもに関わる捜査官の専門性向上を目的とした研修プログラムを提供している。

- **新規捜査官向け基礎研修**：子どもへの面接経験が少ない、またはこれから担当する捜査官を対象とした2日間の短期集中研修。ここでは、事案を多角的に捉えるための「仮説的思考」、子どもの記憶のメカニズム、証言を汚染しないための非誘導的な質問方法（NICHD-R プロトコル）など、司法面接の基礎となる知識と技術を学ぶ。
- **1年間の専門研修**：児童の面談をする警察官は1年間研修を受ける。
- **実践的なスーパービジョン**：研修で学んだ知識を現場で実践できるよう、OJT（On-the-Job Training）形式での指導が行われる。警察官が実際に行った面接のビデオ録画をユニットの心理士と共にレビューし、具体的なフィードバックを通じて面接技術の向上を継続的に支援する。
- **現場のニーズに応じた研修**：緊急出動するパトロール警官を対象に、虐待が疑われる家庭の現場で子どもとどのように接し、初期対応を行うべきかを教える研修など、特定の職務に応じたオーダーメイドの研修も実施している。

5.2. 多様な専門職への展開

ユニットの研修対象は警察官に限定されず、子どもと接するあらゆる専門職にまで広がっている。

- **対象となる専門職**：ソーシャルワーカー、医療従事者（医師、看護師）、学校関係者（教員、スクールカウンセラー）など、子どもを守る社会のセーフティネットを構成する多様な専門家が対象となる。
- **研修内容**：研修では、虐待の兆候をいかに早期に認識するか、法的に定められた通報義務の重要性と具体的な手順、そして専門家として子どもから話を聞く際の注意点など、それぞれの専門職が現場で直面する課題に応じた知識が提供される。
- **全国的な取り組み**：これらの知識を全国的に標準化し、普及させるため、全ての専門職がいつでもアクセス可能な全国共通のオンライン学習プログラム「verkkokoulu」が整備されている。これにより、地理的な制約なく、誰もが必要な知識を学ぶことができる環境が整っている。
- **コンサルテーション・ホットライン**：ユニットは、子どもに関わるあらゆる専門職（警察官、ソーシャルワーカー、学校教員、医療関係者など）からの相談に応じるための電話ホットラインを運営している。専門家は、「これは暴力の疑いとして警察に通報すべきか?」「司法プロセス中の子どもに、どのように心理的ケアを提供すればよいか?」「暗示を与えずに子どもから話を聞くにはどうすればよいか?」といった具体的な疑問について、いつでもユニットの専門家から助言を得ることができる。

6. 日本の被害者支援に活かすべきポイント、提言

6.1. 司法・医療・福祉の垣根を越えた連携の重要性

Barnahus ユニットが大学病院という中立的な組織、かつ公的機関に拠点を置くことで、「ハブ」として機能していることは重要である。日本では、警察や検察、児童相談所、医療機関が縦割りの活動しがちであるが、今後、こども性暴力防止法も施行され、子どもの性暴力被害事案に関する教育や福祉の相談ニーズや、司法と福祉、教育、医療の連携の必要性も増加することが予想される。そのような中で、様々な専門機関のコンサルテーションを実施し、連携のハブとなり、性暴力が発覚した際には速やかに司法面接につなげ、適切な証拠採取だけではなく、心理・福祉・医療のケアを同時に行うことが出来る、そのような中立的な専門機関が必要になると考えられる。そうした機関の設立のためには、各機関が固有の利益や管轄意識を乗り越え、「子どもの最善の利益」という共通目標に向かって協働する体制を構築する必要がある。

6.2. 捜査初期段階における多専門職による介入の有効性

日本では、子どもに対する司法面接的手法がうまくいかず、子どもが被害を適切に開示できずに不起訴になる事案も多い。警察への通報を多専門職チームで評価する「スクリーニング会議」の仕組みや、初期からコンサルテーションを実施し子どもの司法面接を導入する仕組み、幼い子どもや発達の偏りのある子どもなど特に聴き取りの難しい子どもについては、子どもの心理と司法の双方に精通した心理職が聴き取り、そうでない場合はしっかりとトレーニングを受けた捜査機関の者が聴き取るというシステムは、日本の現状に対しても有効と考えられる。

6.3. 司法プロセス全体を通じた子どもへの心理的支援

フィンランドにおける「捜査とケアの両立」という理念は、わが国が目指すべき極めて重要な目標である。しかし、これを実現するためには構造的な変革が不可欠である。ユニットが示す通り、子どもへの心理的支援を本格化させるためには、まず司法面接の録画記録を法廷での証言に代わる証拠として伝聞法則の例外として法的に位置づけ、他方で、反対尋問権を制度的に保障する必要がある。フィンランドでは、反対尋問を司法面接的手法と同じ手法を用いて実施する制度が整っており、それゆえ伝聞法則の例外として証拠能力を認めている。このように、いかに反対尋問権を制度的に保証できるかを検討することは重要である。この構造改革によって初めて、子どもは二次被害の恐怖から解放され、面接直後からのトラウマケアに専念できるようになる。

6.4. 専門人材の育成と継続的な知識共有の仕組み

一過性の研修で終わらせず、Barnahus ユニットが警察官へのスーパービジョンや多様な専門職への研修を継続的に提供し、社会全体の専門性を底上げしている点は見習うべきである。警察、福祉、医療、教育といった異なる分野の専門家が、子どもへの対応に関する共通の知

識基盤と連携手法を学ぶことは、社会全体としての子どもを守る力を本質的に強化することに繋がる。

7. 所感

このモデルの全てをそのまま日本の制度に導入することは、法制度や組織文化の違いから困難が伴うと考えられる。そもそも、「子どもの最善の利益を全ての中心に置く」、つまり「子どもの権利」を優先して考える姿勢からして、日本とは異なっている。しかし、現在の日本の刑事手続では、子どものケアを受ける権利、回復する権利は保障されておらず、いかに困難が伴うとは言え、一生涯影響が続くような深刻な心の傷つきに対し、ケアを行うことが出来ない状況は改善されねばならない。「私たちも10年前までは、正当な手続きのために子どもにケアを行うことができなかった。しかし、今は、ケアを受けることは子どもの権利であると認識されている」という言葉を忘れずに、諦めずに進んでいかなければならないと、視察を通じて感じた。

ヘルシンキの Barnabus ユニットは、警察との連携、コンサルテーション・コール、ケース会議など、具体的に参考になる取り組みも多く行われていた。本報告が、その実現に向けた議論の一助となることを切に願う。